

令和3年9月30日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立桂小学校
校長 寺澤 みゆき

新型コロナウイルス感染症に起因する分散登校実施に伴う学校給食費に関するお知らせ

分散登校期間（令和3年9月1日から令和3年10月1日）中において、「家庭での学習」日など給食を食べない日の給食費を減額し、3月請求額と調整します。そのため、9月請求額に変更はありません。なお、緊急受入れ申込日のうち給食提供を希望した日は、減額対象になりません。減額対象日や3月請求金額は以下のとおりとなります。

1 減額対象日

- ①9月1日（全員対象）
- ②分散登校期間中の「家庭での学習」日（緊急受入れ申込者を除く）
- ③緊急受入れを申し込まなかった日（対象者のみ）
- ④減額申請を行った期間（対象者のみ）

登校状況	登校日	緊急受入れ日	減額日数
（分散登校期間中） 緊急受入れなし	○	×	11日
（分散登校期間中） 全日で緊急受入れ申し込み	○	○	1日 （※）
欠席又は喫食なし	×	×	21日

○：給食を食べる
×：給食を食べない

※ 緊急受入れを申し込んだ日数により減額日数は異なります。

2 減額日数に応じた3月請求額

分散登校期間における給食費減額相当分は、3月請求額と調整させていただきますので、金額の詳細は別途お知らせします。

なお、減額相当分が3月給食費よりも多い場合や長期欠席等により減額連絡票を提出されている場合には、3月下旬に別途精算手続きを行いますので、3月請求額での調整は行いません。

（3月請求額の例）

請求月	緊急受入れの有無 （分散登校期間中）	月額給食費	分散登校期間に伴う 減額相当分	3月期お支払額 口座振替日 3月29日
3月	無	4,600円	2,985円	1,615円
	全日有		293円	4,307円

- ・上記金額は、「牛乳あり」のものになりますが「牛乳なし」または「飲料のみ」の場合は、金額が異なります。
- ・9月に市外から転入した場合は、3月請求額での調整ではなく、9月請求額で調整します。

また、10月以降市外転出した場合も転出月の請求金額で調整します。

裏面あり

<分散登校実施予定>

8/30(月)		8/31(火)		9/1(水)		9/2(木)		9/3(金)	
臨時休業		臨時休業		A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ
				午前 に登校	午後 に登校	教室 での 学習	家庭 での 学習	家庭 での 学習	教室 での 学習
				給食なしで下校		給食あり			
9/6(月)		9/7(火)		9/8(水)		9/9(木)		9/10(金)	
A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ
教室 での 学習	家庭 での 学習	家庭 での 学習	教室 での 学習	教室 での 学習	家庭 での 学習	家庭 での 学習	教室 での 学習	教室 での 学習	家庭 での 学習
給食あり			給食あり	給食あり			給食あり	給食あり	
9/13(月)		9/14(火)		9/15(水)		9/16(木)		9/17(金)	
A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ
家庭 での 学習	教室 での 学習	教室 での 学習	家庭 での 学習	家庭 での 学習	教室 での 学習	教室 での 学習	家庭 での 学習	家庭 での 学習	教室 での 学習
	給食あり	給食あり			給食あり	給食あり			給食あり
9/20(月)		9/21(火)		9/22(水)		9/23(木)		9/24(金)	
(敬老の日)		A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	(秋分の日)		A グループ	B グループ
		教室 での 学習	家庭 での 学習	家庭 での 学習	教室 での 学習			教室 での 学習	家庭 での 学習
		給食あり			給食あり				給食あり
9/27(月)		9/28(火)		9/29(水)		9/30(木)		10/1(金)	
A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ	A グループ	B グループ
家庭 での 学習	教室 での 学習	教室 での 学習	家庭 での 学習	家庭 での 学習	教室 での 学習	教室 での 学習	家庭 での 学習	家庭 での 学習	教室 での 学習
	給食あり	給食あり			給食あり	給食あり			給食あり

3 学校給食費の減額申請【※減額申請を希望される場合は、申請前に必ず学校にご相談ください。】

減額申請必要

①新型コロナウイルス感染不安に伴う減額申請（分散登校期間中に限る）

登校日（緊急受入れ日を除く）において4日以上連続して、新型コロナウイルス感染不安により『欠席したい』や『給食を食べたくない』などの場合、減額連絡票をご提出いただいた翌日から給食費を減額します。

緊急受入れ申込日以降に『欠席』や『給食を食べない』ご連絡をいただいても減額対象外となります。

②長期欠席等に伴う減額申請

14日以上連続して欠席する場合は、減額連絡票をご提出いただいた翌日から給食費を減額します。

減額申請不要

①分散登校実施に伴う減額

分散登校実施に伴う「家庭での学習」日は給食費を減額します。

緊急受入れ申込日以降に『欠席』や『給食を食べない』ご連絡をいただいても減額対象外となります。

問い合わせ先
教育委員会 健康教育・食育課

TEL 045-671-3696